

平成30年4月1日より武雄市全域が対象になりました

定住支援金・定住特区補助金のご案内

武雄市への移住を応援します！



武雄市では、市外から転入し、住宅を新築または中古住宅・空き家の購入、空き家の賃借(賃借は定住特区補助金のみ対象)して定住される方に対し、補助金を交付します。
平成30年4月から定住支援金を新設し、定住特区補助金対象地区以外にも補助金を交付いたします。
これまでの定住特区補助金についても要件を一部緩和しております。

《対象となる方》

以下のすべての項目に該当する方が対象となります。

○市外からの転入者

(ただし、以前武雄市民であって、再度転入される場合は、**3年以上**武雄市外に居住していた方が対象です。)

○平成30年4月1日以降に契約(建築請負契約・売買契約等)された方

○転入の日から**2年以内**に申請される方

補助金申請は住宅を新築または購入等し住民票を新住所に変更してからになります。転入後一旦アパート等にお住まいになった後に申請される方も対象となります。

平成30年3月31日までに契約された方については、旧定住特区補助制度の適用となりますのでご相談ください。

定住支援金

新築、中古住宅または空き家を購入する方

《対象区域》

武雄町、朝日町、

☆山内町の一部

(永尾区、三間坂区、船の原区、今山区、
下黒髪区、大野区、宮野区、立野川内区、
住吉団地、上戸)

☆北方町の一部

(焼米区、追分区、掛橋区、木の元区、
高野区、北方区、馬神区、浦田区、
西杵区、東宮裾区、西宮裾区、大渡区、
蔵堂区、芦原区、医王寺区)

※○○区は住所表示の大字△△ではなく、区名ですので
ご注意ください。



定住特区補助金

新築、中古住宅または空き家を購入する方
空き家を賃借する方(アパート等の賃借は対象外)

《対象区域》

橘町、若木町、武内町、東川登町、西川登町、
☆山内町の一部(犬走区、踊瀬区、鳥海区)
☆北方町の一部(久津具区、杉岳区、椈島区、
白仁田区、永池区)

※この補助金制度は市内で特に人口減少対策が
必要とされる地区を定住特区と定め、各種加算金
を設けています。

《申請期間》

平成30年4月1日～平成32年3月31日

予算額に達し次第終了となります

事前申込みが必要です！！

希望物件が決まればご相談ください。
事前申込みがない場合、補助金の交付ができない
ことがありますのでご注意ください。

詳細は裏面をご覧ください

●定住支援金 補助金額

補助の種類	新築	中古住宅・ 空き家購入
定住支援金	20万円 / 世帯 (延床面積66㎡以上)	20万円 / 世帯



●定住特区補助金 補助金額

補助の種類	新築	中古住宅・ 空き家購入	空き家賃借 (アパート等は除く)
定住奨励金	20万円 / 世帯	20万円 / 世帯	10万円 / 世帯
子育て支援加算金 (中学生以下の子)	10万円 / 人	10万円 / 人	10万円 / 人
住宅新築補助金 (市内業者施工)	基本額: 20万円 (延床面積66㎡以上)	—	—
改修補助金 (市内業者施工) 工事費の1/2補助	—	補助額: 上限50万円	補助額: 上限50万円
土地購入補助金 土地売買契約額(土地の固定 資産評価額を基に基準額を算 定して比較し、どちらか低い 金額)	上限100万円 / 世帯	上限100万円/世帯	—
新婚世帯加算金 (対象: 入籍後3年以内)	10万円 / 世帯	10万円 / 世帯	10万円 / 世帯

*市内業者・・・市内に本社、支店、営業所を置く業者または個人。

※補助金を受けた方が、5年以内に生活の本拠地を他の地域に移す、または住宅を譲渡したときは、補助金の全額または一部の返還を求めることがあります。

申請のながれ

希望物件が決まれば
住まい支援課へ事前申込み
↓
建築または購入・賃貸の契約
↓
住宅完成・引渡し
↓
登記・引越し・住所変更手続き
↓
住まい支援課へ補助金申請



フラット35の優遇措置

本事業を活用することにより住宅ローン「フラット35」の金利引き下げ(当初5年間▲0.25%)を受けられる場合があります。
詳しくは住宅金融支援機構のホームページをご覧ください。

武雄市まちづくり部 住まい支援課
〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12-10
TEL:0954-23-9221 FAX:0954-23-3816
E-mail:sumai@city.takeo.lg.jp



武雄の移住に関することは…
ホームページ・facebook
「お住もう部屋」で検索